

○連合専用給水装置運用基準

(目的)

第1条 この基準は、恩納村給水条例第26条に基づき、必要な事項を定める。

(適用基準)

第2条 次の各号に掲げる基準を満たす場合に限り、使用者からの申請により「連合専用」の扱いを受けることができる。

- (1) 用途は一般家庭用のみの適用とする。ただし雑居ビル等において、村メーターを分離して使用するなどの条件が整えば適用できるものとするが、その場合恩納村指定給水装置工事事業者以外の施行については、適用外とする。
- (2) 各戸が構造上独立しているか又は台所、風呂、トイレが利用上独立していること。
- (3) 村メーターから連合して使用する世帯数とする。
- (4) 恩納村給水条例及び同施行規則に定めがあるもののほかは、この適用基準によるものとする

(世帯数及び部屋数)

第3条 給水引込管(親メーター)から連合して使用する世帯数は、入居している(又は近日中に入居予定の場合)部屋数、但し、分譲住宅等においては給水装置申し込み及び工事申請書の部屋数とする。

(申請及び所掌事務について)

第4条 連合専用の申請をしようとする者は、連合専用給水装置適用申請届(別記様式)を管理者に提出しなければならない。

- 2 転居又は入居により料金負担戸数に変更が生じた場合は、届け出なければならない。
- 3 同条第1項及び第2項において、新規の申請の場合は工務係にて取り扱い、その後(変更等)は業務係にて取り扱うこととする。
- 4 連合専用の申請時における施設検査においては、工務係で行うものとする。
- 5 料金設定に関しては、業務係で行うものとする。

(水道料金の取扱い)

第5条 水道料金(以下「料金」という。)の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 料金算定の基礎となる使用水量は、各戸(世帯)が均等に使用したものとみなす。
- (2) 基本料金は個々の設置メーター又は給水引き込み管の口径によって決定し、口径が異なる場合は、設置されているメーター数が多い口径を基準とする。ただし同数の場合は、口径の小さい方を基準とする。

附則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。